建設企業ガイダンス及び建設業お試し体験会の広報及び運営業務業務
公募型プロポーザル選定委員会審査結果

項目	評価のポイント	B	C	D
1　広報業務				
（1）	イベントの集客に向けた広報計画は、具体的な根拠に基づき実現可能性が高い内容となっているか。また、ターゲット層を網羅した上で、最も多くの参加者数を見込める具体的な目標・計画が提示されているか。	39	60	45
2　建設企業ガイダンス運営業務				
（1）	ガイダンスの運営計画は事業の目的を達成するため、参加者と事業者の交流が図れるものとなっているか。	52	72	60
（2）	提案された運営プログラムは、企業のPRや参加者の情報収集・疑問解消等が効果的に行われるものか。	56	68	56
（3）	レイアウト、運営スケジュールは参加事業者、参加者の当日の動きと併せて、実現可能か。	48	56	60
3　建設業お試し体験会運営業務				
（1）	体験会の運営計画は事業の目的を達成するため、参加者と事業者の交流が図れるものとなっているか。	48	68	56
（2）	運営計画は体験ブースごとの要件を考慮しているか。事業者と参加者の交流を図るために合理的な計画か。	44	52	48
4　その他				
（1）	イベント事務局としての運営方針は主催者（広島県）、参加事業者、イベント参加者の負担が軽減されるものか。	28	30	30
（2）	計画的かつ現実的なスケジュールと進め方が提案されているか。 また、業務の遂行に必要な人員の確保、業務に精通した担当者等の配置、県と随時連絡が取れる体制が確保され、確実な遂行が可能と認められるか。	26	30	30
（3）	その他本業務に係る工夫が提案され、成果指標の実現に資するものか。	10	19	14
（4）	予算額及び経費の内訳は、業務の内容と照らし合わせて妥当であるか。	22	20	22
合計（120点満点）		373	475	421

※評価は次の５段階で行い、評価点は項目ごとに設定した係数を掛けた点数を適用する。

評価A:特に優れている(4点)　評価B:やや優れている(3点)　評価C:普通(2点)

評価D:やや劣っている(1点)　評価E:劣っている(0点)

※本評価基準における最低基準点は60点とする。

※選定委員会における評価が次の条件に該当する場合は採択しない。

・全委員の合計点が満点の５割に満たない提案事業者